

右及中(通)報後也

(別紙)

解決條件

- 一 請負制度ヲ廢止日給制度トスルコト
- 一 臨時休業ニ對シテハ半日給支給ノコト、但シ材料缺乏トキモ限
- 一 解雇手續制(但シ工場法ニ依ルテ手前)
- 一 給料ハ毎月五日、十日ニ支給スルコト
- 一 工場設備ノ増進ハ仲卸所食米ノコト
- 一 不慮ノ災害ノ際ハ公債ヲ計ルコト
- 一 定期昇給及手前年(面ニスルコトアリ)
- 一 十折期制度トスルコト(但シ一折期)
- 一 犧牲者ハ絶對ニ出サズルコト
- 一 半減中ノ日給半額支給スルコト
- 一 半減費用(同情金)封入コト(金百圓)

(以上)

一三、五 一 五

A

4 12 19
P 36

勞秘第三〇四一號

昭和四年十二月十日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 吉田共 殿
 各廳府縣長官 殿 (海軍省 大藏省 農商省 勸業司 福澤靜岡)

村松硝子工場勞働争議發生ニ解決ニ期スル件

要旨

- (一) 被二名ノ解雇陳言ニ對シテ有テ自持過激要求ヲ爲シ前六日五十三名罷業ス
- (二) 此東(般)勞働争議解決ニ期ス
- (三) 數次折衝ノ結果手前年三月八日解決ス

標記工場ニ勞働争議發生シタル之類ニ 解決シタルノ狀況左記ノ通りニ有之

記

一 勞働發生場所 東京市本所區錦 八八

二 事業主 堀

名 村松硝子工場